

令和 8 年

第 3 回市議会定例会 議案第 1 2 号

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な
道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な
道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

函館市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造
に関する基準を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 4 0 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 号まで」を「第 7 号まで
および第 9 号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を
使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，
旅客特定車両停留施設の構造に関する規定を整備するため